

諸外国のユニバーサルサービス制度の現状

2007年3月

総務省総合通信基盤局

I ユニバーサルサービス制度の諸外国比較

- 1 諸外国におけるユニバーサルサービス制度の状況
- 2 諸外国のユニバーサルサービスの定義
- 3 諸外国のユニバーサルサービスの範囲
- 4 諸外国における適格事業者の指定
- 5 諸外国における適格事業者の要件・責務
- 6 諸外国における適格事業者の退出要件
- 7 諸外国におけるユニバーサルサービスコストの算定
- 8 諸外国における負担金の拠出方法
- 9 諸外国における制度の見直しの方向性

II 諸外国のユニバーサルサービス制度の動向等

- 1 米国の状況
 - (1) 米国連邦ユニバーサルサービス基金の財政状況の悪化について
 - (2) 米国連邦ユニバーサルサービス基金の増加の経緯
 - (3) 米国における適格事業者の指定ルールの詳細化・厳格化
 - (4) 米国におけるユニバーサルサービス制度の負担の在り方を見直し
 - (5) 米国のリバースオークション制度について
 - (6) 米国におけるユニバーサルサービス法案

2 EUの状況

- (1) EUにおけるユニバーサルサービス制度見直しの動向
- (2) EUにおける料金のaffordabilityの確保
- 3 英国におけるユニバーサルサービス制度の見直し
- 4 豪州の適格事業者の指定制度
- 5 韓国のユニバーサルサービス制度の見直しの動き
- 6 ネットワークの整備及び高度化の費用とユニバーサルサービス制度の関係

参考：諸外国一覧表

- 諸外国のユニバーサルサービスの定義
- 諸外国のユニバーサルサービスの範囲
- 諸外国における適格事業者の要件・責務
- 諸外国における適格事業者及び退出要件等
- 諸外国におけるユニバーサルサービスコストの算定
- 諸外国における負担金の拠出方法
- 諸外国における制度の見直しの方向性
- リバースオークション制度



- I ユニバーサルサービス制度の諸外国比較
- II 諸外国のユニバーサルサービス制度の動向等

参考：諸外国一覧表

I-1. 諸外国におけるユニバーサルサービス制度の状況

	米国	英国	フランス	イタリア	豪州	韓国
制度創設	1996年	1997年	1996年	1997年	1991年	2000年
主なユニバーサルサービスの内容	・公衆網への音声級アクセス ・緊急通報 ・番号案内	・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報 ・電話帳 ・番号データサービス	・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報 ・印刷及び電子的な形式による加入者情報サービス	・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報 ・電話帳 ・番号案内	・電話サービス ・緊急通報 ・公衆電話 ・電話番号の記載 (顧客が望まない場合は除く。)	・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報
適格電気通信事業者	原則として、州の委員会が指定する事業者(FCCが指定する場合もあり得る) ・ILEC(既存地域電話会社) ・CLEC(競争的地域電話会社) ・携帯電話事業者	・BT(ハル市以外) ・キングストーンコミュニケーションズ(ハル市)	フランステレコム	テレコムイタリア	テルストラ	基本電話サービスについてはKTのみ

不可欠性

- 「教育、公衆衛生又は公共の安全にとって不可欠であること」(米国)
- 「消費者の大多数に利用可能であり、かつ、利用されており、少数消費者にとって利用不可能であることや利用しないことが社会的な排除に結び付くかどうか」(EU)

料金の低廉性

- 「公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能」、「都市地域と合理的な範囲で同等の料金で」(米国)
- 「各国に固有の条件に照らした負担可能な料金で利用可能となるよう、保証」(EU)
- 「国内の特定の条件を考慮して適切な料金」(イタリア)
- 「適正な料金で提供」(韓国)

地理的格差の是正

- 「全国の全ての地域で提供」、「全国全ての地域の消費者が、…アクセスできること」(米国)
- 「地理的位置にかかわらず国内全てのエンドユーザに対して、…利用可能となるよう保証」(EU)
- 「地理的条件にかかわらず、全ての利用者が利用」(イタリア)
- 「全ての利用者がいつでも、…提供」(韓国)

サービスの品質

- 「良質なサービス」、「高度な電気通信サービス及び情報サービス」(米国)
- 「所定の品質を持った最低限のサービス」(EU)
- 「一定品質の最低限のサービス」(イタリア)

社会福祉的性格

- 「低所得消費者並びに農村・孤島等のコスト地域の消費者も含めて・・・都市地域と合理的な範囲で同等の料金でアクセスできること」(米国)
- 「小中学校とその教室、医療サービス提供者及び図書館には、高度な電気通信サービスへのアクセスが与えられること」(米国)
- ユニバーサルサービスを決定する際に勘案する要件として、「社会福祉の増進」がある。(韓国)

I-3. 諸外国のユニバーサルサービスの範囲①

基本的な分析

- 基本電話サービス及び緊急通報については、各国によって内容は異なるが全ての国でユニバーサルサービスとされている。
- 公衆電話については、米国でユニバーサルサービスの対象外
- 番号案内及び電話帳については、米国、EU及び豪州においてどちらかがユニバーサルサービスとされている。
 - ※ EUでは対象外とする動きあり。
- インターネットについては、韓国以外の米国、EU、英国、フランス、イタリア及び豪州において、何らかの規定がある。
 - ※ ダイヤルアップ程度の速度を可能とするもの

移動電話・ブロードバンドの扱い

- 現時点では、移動電話サービスをユニバーサルサービスと位置付ける国は存在しない。
 - ※ 米国では、単独回線による音声級アクセスがユニバーサルサービスと位置付けられ、適格事業者がユニバーサルサービスを移動電話によって提供することも認められる。
- 現時点では、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付ける国は存在しない。
 - ※ ただし、スイスが08年1月からブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付ける動きがある。

社会福祉的サービスの扱い

- 低所得者支援については、米国、EU、豪州及び韓国において、何らかの規定を整備。
- 障害者支援等については、
 - ・EU、豪州及び韓国では、何らかの規定を整備
 - ・米国では、ユニバーサルサービス制度とは別に、障害者支援のための基金制度（TRS基金）がある。
- 米国では、別途、学校、図書館及び医療機関向けの高度サービス提供の制度がある。

ユニバーサルアクセスの概念

- 「アクセス」という用語、又は「ユニバーサルアクセス」という用語の定義に関し、コンセンサスがない。
- 諸外国で用いられている電気通信サービスへの「アクセス」といった場合に、当該サービスの利用を指すのか、その提供の土台となる回線インフラのみを指すのかは、ケースバイケースである。
- EUの見直し議論で検討された「アクセスとサービスを分離し、アクセスのみをユニバーサルサービスの対象とする」という意味における「ユニバーサルアクセス」に関しては、これを厳密な意味で採用している事例はない。
- いずれの国においても、現状ではユニバーサルアクセスではなく、何らかの電気通信サービスをユニバーサルサービスとして規定している。

ユニバーサルサービスの提供義務

- いずれの国においても、適格事業者は、指定を受けた地域及びサービスに関して提供義務を負う。

適格事業者の指定

- 米国では、同一エリアで複数の事業者を重複して適格事業者の指定することは可能。
 - ※ 連邦通信法第214条で、「ルーラル電話会社のサービス提供地域については任意で、またそれ以外の地域については必ず、二以上の公衆通信事業者を適格事業者として指定する」と規定。
 - ※ 実際にILECがユニバーサルサービスを提供しているエリアにおいて、CLECや移動体事業者が重複して適格事業者の指定を受けている。
- EUの規則でも、複数の事業者が指定可能となっており、EU加盟国においては、原則として複数の事業者が指定可能である。
- 米国以外の他の主要国においては、同一エリアで複数の事業者を重複して適格事業者に指定した例はない。

I-5. 諸外国における適格事業者の要件・責務

透明性の確保

- 高コスト地域向けユニバーサルサービス基金からの支援がどのようにカバレッジやサービス品質やキャパシティの向上に使用されるかを説明する5ヶ年間計画の提出。（米国）
- 既存地域電話会社と同等のLocal Usage（市内通話）Planの提供。（米国）
- 方針声明とマーケティング計画を提出し、認可を受ける義務がある。（豪州）
- 役務の提供方法及び役務提供による所要費用等が含まれた普遍的役務提供計画書を提出。（韓国）
- ユニバーサルサービスの実施に関するコスト情報を提出し、監査を受けなければならない。（フランス）
- ユニバーサルサービスの提供における自社の効率性に関する適切かつ最新の情報を公表する義務。（イタリア）

州委員会の管轄外の通信事業者を適格事業者としてFCCが指定する場合等

事業規模・料金・サービスの品質

- 一般に提供される媒体を用いて当該サービスの利用可能性と料金の広告。（米国）
- 消費者保護やサービス品質基準の遵守の説明。（米国）
- 事業規模・品質及び料金水準や電気通信事業者の技術的能力などを考慮。（韓国）
- サービスの品質確保に関する規定。（EU）
- 当該事業者が最低10万回線を提供していること及び財務安定性。（英国）
- ユニバーサルサービスの実施に関する条件（タリフ、サービス品質等）を提出。（フランス）
- 国土全域にわたりサービス提供を行うこと。（フランス）
- 品質目標を遵守する義務。（イタリア）

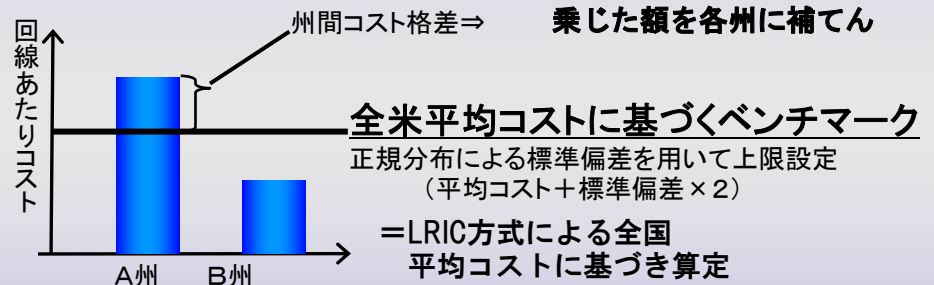
適格事業者の退出要件

- 韓国及びEU(英国、フランス及びイタリア)では、適格事業者の退出要件について、具体的な規定はない。
- 米国では、二以上のユニバーサルサービス提供事業者が存在する地域においては、その地域の適格事業者から指定を放棄したい旨の申し出があった場合に、認可を受けて退出することができる。
- 豪州では、
 - ① 競争USPと合意した場合にのみ、主要USPの退出は可能
 - ② 競争USPは退出可能で、その場合、主要USPがサービス提供義務を引き継ぐこととなっている。

米国のコストの算定方式

- 米国では、コストベンチマーク方式を採用しており、コスト算定において収入及び便益を考慮していない。

非ルーラル向け基金



※ 非ルーラル向け基金

ルーラル地域と非ルーラル地域の両方にまたがって、州境を越えた広い範囲でユニバーサルサービスを提供する大規模な通信事業者、つまりRBOCを対象とするもの。

※ 州ごとに決定された支援額を、ワイヤセンタ単位で事業者に超過コストに応じて配分。

I-7. 諸外国におけるユニバーサルサービスコストの算定②

EU諸国のコストの算定方式

□ EUでは、純費用方式を採用し、便益を考慮。

※ EUの原則的な考え方は、

① ユニバーサルサービス義務を負って営業する場合

② ユニバーサルサービス義務なしで営業する場合

の純コストの差として計算する(「ユニバーサルサービス指令」付録4Part A)

※ 一方で、加盟国の判断で入札方式によって、ユニバーサルサービス提供事業者及びコストを決めても構わないとされている。

■ 英国及びイタリアでは、法律上、純費用方式(便益及び収益を考慮)又は入札方式のいずれかとされているが、現時点では入札方式ではなく、純費用方式を採用。

■ フランスでは、コスト算定は純費用方式(便益及び収益を考慮)を採用しているが、入札額を上限としている。

※ フランスでは、法律に入札の実施が規定され、04年12月に、過疎地域での通信サービス(4年間)、公衆電話サービス(4年間)、電話帳と番号案内で最初の入札を実施。いずれもフランステレコムだけが応札。

※ 05年にフランステレコムがユニバーサルサービス提供事業者に選定され、純費用については上限額2億6,540万ユーロ(約392億8,716万円。「1ユーロ = 148.03円」06年7～9月平均IMFレート。)が決定。

豪州及び韓国のコスト算定

- 豪州では、過去の算定結果をもとに、いくつかの係数を用いて変動分を推計する方法を採用。

また、基金額の決定については規制当局の勧告を受けて、大臣 (Minister of Communications, Information Technology and the Arts) が決定することになるが、基金額の決定を3年分まで先立って実施することができる。

- 韓国では、純費用方式が採用され、規則上、収入及び便益を考慮することになっているが、便益については具体的な算定が行われていない模様。

ただし、市内通話については「原価補償率上限制度」により、全国合算で黒字なら補てんが行われない。

基金の規模

- 電気通信市場売上高に占める基金の規模が日本より大きな国は、米国、豪州及び韓国。

- 米国の基金の規模 (06年) は約68億ドル (約7,901億円) でそのうち、約39億ドル (約4,531億円) が高コスト支援である。

* 換算レートは、1ドル=116.19円

- 英国では、一度も基金が発動されたことはない。

※ 英国2003年通信法によれば、ユニバーサルサービスの提供に当たり、USPにとって不当な負担 (unfair burden) となるような純費用が存在する場合で、かつ、当該事業者から申し出があった場合には、OFCOMは基金を発動することができる。

1-7. 参考：諸外国におけるユニバーサルサービス基金について

	米国 (2005年)	フランス (2004年)	イタリア (2002年)	豪州 (2004年)	韓国 (2005年)	日本 (2006年)
基金の規模	4,490億円 (7,997億円)	49億円	55億円	186億円	87億円	152億円
電気通信市場売上高 に対する基金の割合	1.3%	0.1%	0.1%	1.3%	0.2%	0.1%
電気通信市場 売上高	34.0兆円	5.4兆円	4.6兆円	1.4兆円	5.2兆円	16.3兆円

※1. 換算レートは、1ドル＝116.19円、1ユーロ＝148.03円、1ウォン＝0.12円、1オーストラリアドル＝87.95円（2006年7～9月平均IMFレート）。

2. 米国・連邦の上段は高コスト支援、下段の（ ）内は、全プログラムの基金規模。

1-8. 諸外国における負担金の拠出方法

基本的な分析

- 日本は電気通信番号数ベースで負担金を拠出するが、米国、英国、フランス、イタリア、豪州及び韓国等では収益ベースでの拠出となっている。
- 米国では、電気通信番号数ベースでの拠出方法の見直しについても検討している。
- 負担金の拠出に関する免除規定は各国において存在する。
- 韓国では、破綻懸念のある企業や赤字企業などに対しては拠出額を減免(最大50%減)し、代わりに支配的事業者からは多めに(最大で10%増)徴収する仕組みがある。

エンドユーザへの請求

- 諸外国においても、負担金の拠出事業者がユーザに転嫁することの是非について、特に規定は存在しない。
- ただし、イタリアでは、ユーザへの転嫁を禁止している(通信法附則11の第3条4)。
- 米国の例
 - 負担金の拠出事業者が当該負担をエンドユーザへ転嫁するかどうかは各事業者の経営判断。
 - 転嫁する場合は、利用者への請求書に、ユニバーサルサービス基金に関する請求項目を明示する場合には、その金額が「当該利用者の州際通信の支払額 × 拠出係数」を超えてはならないこととなった(FCC規則 § 54.709(a))。
 - このルールは、03年4月から実施
- ※ 拠出係数について
 - FCCは、四半期毎に各プログラムの見積額・運営費用を全事業者の拠出対象収入の見積総額で除し、拠出比率(Contribution Factor)を算定。(FCC規則 § 54.709(a))
 - 拠出事業者は、拠出対象収入の見積額に拠出比率を乗じた額を基金へ拠出。(FCC規則 § 54.709(a))
- その他の諸外国においては、拠出事業者が負担金をユーザに転嫁している例は見られない(既存のユーザ料金の中で回収)。

I-9. 諸外国における制度の見直しの方向性

見直しの動向

- 諸外国においても、ユニバーサルサービス制度の見直しの議論が行われている。
- 各国ともに、IP化の進展を踏まえ、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とすべきかどうかについて議論が行われている。
- その他、米国では基金総額抑制の観点からの検討が行われており、EUではブロードバンドのほかモバイルをユニバーサルサービスの対象とすべきかどうかについても検討が行われている。

見直しの方向性

- 米国では、基金総額を抑制するためのリバースオークション制度の導入が検討されており、当該制度についてパブリックコメント、関係者からのヒアリング等が実施されている。ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とすべきかどうかについては、07年に通信法の改正が議会に提出されている（06年に議会に提出されたものの不成立）。
- EUでは、ブロードバンド及びモバイルをユニバーサルサービスの対象とすべきかどうかについて検討が行われてきており、06年の時点では社会的排除の要件を満たさないなどの理由で一度は却下されているが、引き続き検討が行われている。
- 英国においても、05年の戦略的レビューにおいて、現時点ではブロードバンド及びモバイルをユニバーサルサービスに含めないことと整理されている。
- 韓国では、07年1月から制度の見直しに着手し、通信委員会、関係事業者等から成るワーキンググループにおいて半年ほどかけて意見集約を図る方針である。

I ユニバーサルサービス制度の諸外国比較

✓ II 諸外国のユニバーサルサービス制度の動向等

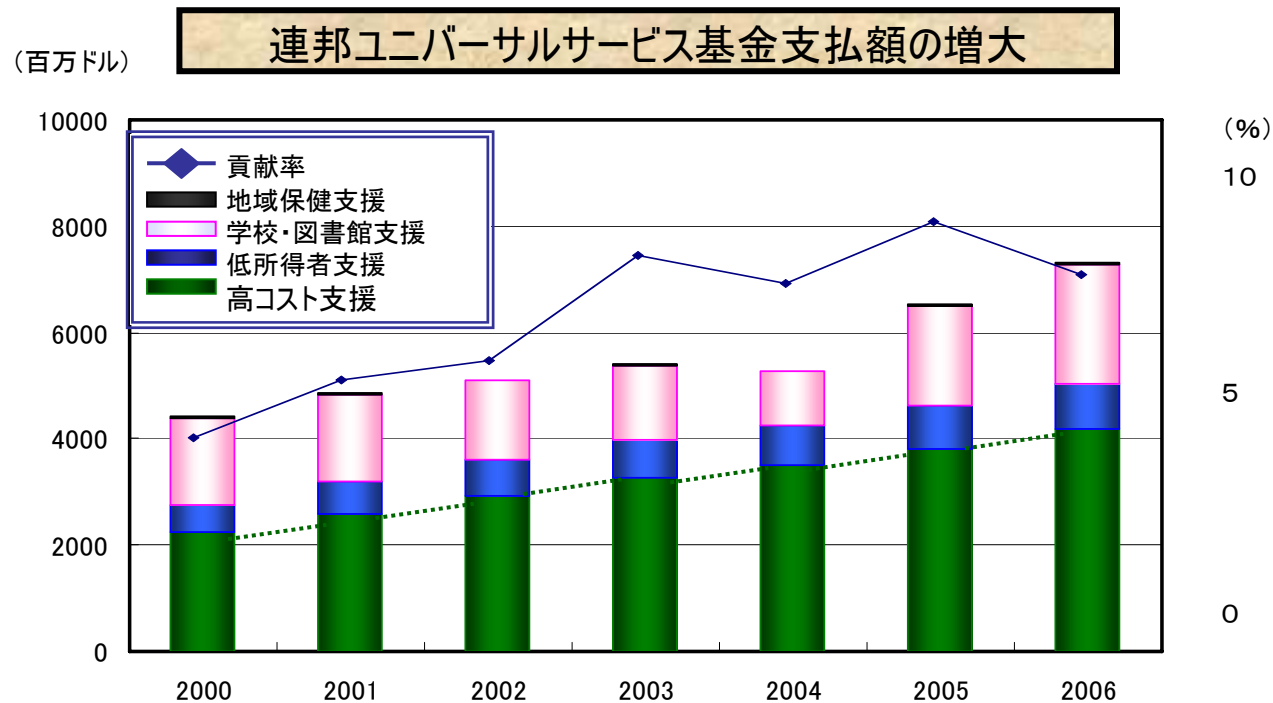
参考：諸外国一覧表

米国連邦ユニバーサルサービス基金は、年々基金総額が増大(47億ドル(00年)→73億ドル(06年))するとともに、拠出原資が減少(200億ドル(00年)→167億ドル(05年))しているため、基金の財政状況が悪化し、その対策が必要になったところ。

財政状況悪化の要因として

- ① 適格事業者の増加(各地域における複数社の指定(携帯事業者を含む))
- ② 州際通信業務収入の減少(VoIP、携帯電話サービス等の利用増)

が挙げられる。



◆貢献率は各拠出事業者の収益に占める拠出額の割合。数値は各第4四半期。

◆連邦州合同委員会, "Universal Service Monitoring Report 2006," (06年12月)

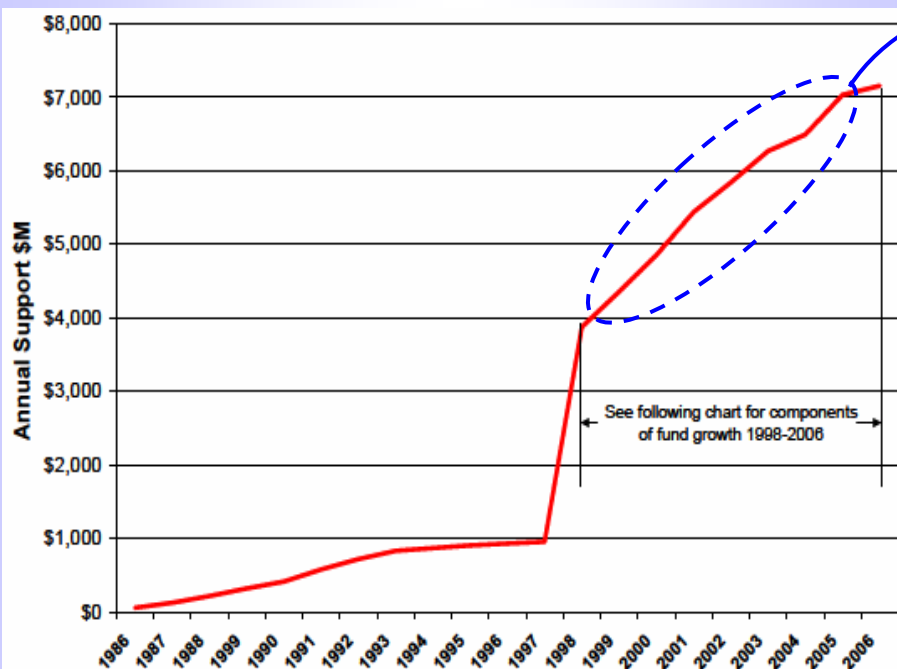
II-1. (2) 米国連邦ユニバーサルサービス基金の増加の経緯

○1996年通信法に基づく制度改革(アクセスチャージの一部のユニバーサルサービス基金への移行、高度サービス支援の創設など)により、1998年から基金総額が急上昇している。

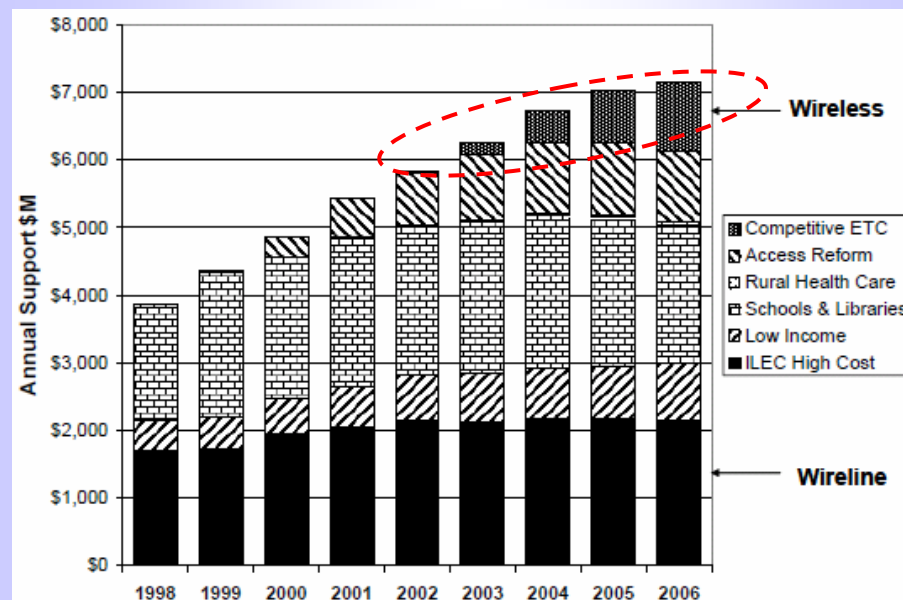
○全般に増加傾向にあるものの、ILEC(既存地域電話会社)への支援や高度サービス支援(学校や図書館、医療機関向け支援)については支援額が頭打ちになっている。

○一方で、CETC(競争適格事業者)への支払が急増しており、2004年以降の基金増加の主因となっている。

1996年通信法に基づく改革以降、基金額は急増



近年では、競争ETC(大半がワイヤレス)の受給額が急増



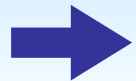
出典: "Universal Service-Rural Infrastructure at Risk" McLean & Brown, April 2006

(Rel 2.0)

FCCは、05年に、高コスト支援に関する適格事業者の指定ルールを詳細化・厳格化する方向で変更を行った。

背景

- 適格事業者の増加が連邦ユニバーサルサービス基金の危機的状況をもたらした要因の一つである。



FCCは、適格事業者の増加に対しては、資格を厳しくする方向で対応

※ 適格事業者の指定権限を有する州委員会は、これまで連邦の基金を自州になるべく多く割り当てるために適格事業者の審査を緩くしてきた経緯があり、どの程度の実効性を発揮するかは疑問視する声がある。

新ルールにより、適格事業者には以下の要件が求められる(*)

- ① 高コスト地域向けユニバーサルサービス基金からの支援がどのようにカバレッジやサービス品質やキャパシティの向上に使用されるかを説明する5ヶ年間計画の提出
- ② 緊急時において機能提供を維持する能力について立証
- ③ 消費者保護やサービス品質基準の遵守の説明
- ④ 既存地域電話会社と同等のLocal Usage(市内通話) Planの提供
- ⑤ 長距離通信へのイコールアクセスの提供の要請を受ける可能性があることを承諾

* FCCの認可する適格事業者(主にワイヤレス事業者)に適用される。

FCCは、06年6月、連邦ユニバーサルサービス基金の在り方について暫定的な見直しを行うためのFCC規則を採用した。

背景

- 米国の連邦ユニバーサルサービス基金は、固定系長距離通信事業者や携帯電話事業者等が、州際通信サービスの収入額に応じて拠出

➡ **固定系長距離通信事業者の収入減等により、州際通信サービス全体の収入は年々減少**

- 他方、携帯電話サービスの急増及びVoIPの利用者（拠出対象外）数の増加による州際サービス収入が実態から乖離

➡ **州際通信サービス収入の適正化を通じ、基金への拠出原資の安定を図る必要**

最近の見直しの動向

- 携帯事業者のセーフハーバー比率を28.5%→37.1%に引き上げ。
(実際の州際通信サービス収入額又はトラヒック分析により案分した収入額を用いることも可)
- 接続VoIP事業者(音声電話への発着信が可能なVoIP)にも連邦ユニバーサルサービス基金への拠出義務を課し、そのセーフハーバー比率を64.9%とする。
(実際の州際通信サービス収入額又はトラヒック分析により案分した収入額を用いることも可)

II-1. (5) 米国のリバースオークション制度について①

■06年8月連邦・州合同委員会は、増加する基金と支援する事業者数を抑制するため、高コスト支援について、リバースオークション(競争的入札)方式の導入の是非に関する意見募集を実施。当該制度の是非、適用範囲、実装方式などについて、現在も議論が行われている状況。

(出典) Federal-State Joint Board on Universal Service Seeks Comment on the Merits of Using Auctions to Determine High-Cost Universal Service Support, Public Notice, FCC 06J-1 (Aug. 11, 2006)

意見募集における検討素案 (主なもの)

1 目的

リバースオークション制度の導入により、エリアごとに支援する事業者数を制限するため最も費用効率的な提案をする事業者を選択することにより、消費者の負担を最小化することを目的とする。

2 ユニバーサルサービスと適格電気事業者数

ユニバーサルサービスは、電話サービス、ブロードバンドインターネットアクセス、ワイヤレスモビリティが対象。

適格電気通信事業者は、各地域ごとに1社は音声サービスに加え、ブロードバンドインターネットアクセスを提供する事業者(ブロードバンドETC)とし、もう1社は音声サービスに加え、ワイヤレスモビリティサービスを提供する事業者とする。

3 ユニバーサルサービスの提供条件

契約期間内において段階的に達成すればよいが、自前のネットワークで地域内世帯の90%を、残りは可能な限り他社サービスの再販により提供(例えばブロードバンドETCは、サービスエリア外では可能な限り他社のケーブルや衛星サービスの再販を自社サービスと同価格で提供)

4 適格電気通信事業者との協定

全ての提案は、RFPの条件に従って評価され、価格だけでなく複数の基準に基づいて、落札者を選定する。FCCは、契約内容を規則化しできる限り標準化する。契約期間は10年とする。

適格事業者は、落札者が必要な場合には、当該落札者に不可欠設備を合理的な市場価格で譲渡すること。

5 激変緩和措置

ILECのETCは、特に問題がない限り、10年間はブロードバンドETCの落札者となる権利を有する。競争的ETC(ワイヤレスを含む)は直ちにオークション方式に移行。

6 サービスエリア

原則として郡(county; 州の下位の行政区画)とする。ルーラル事業者については郡よりも狭い現行のサービスエリアに限った提供も認める。

II-1. (5) 米国のリバースオークション制度について②

リバースオークション制度に関する最近の動向

- 06年8月の意見募集は、同年10月にコメントが、同年11月にリプライコメントが締め切られている。RBOCやワイヤレス事業者などが概ね賛意を示す一方、ルーラル事業者を代表する団体からは反対意見が出ている。

【反対意見の主な内容】

- オークション制度により、事業者は将来にわたって支援が受けられるという予測が困難となるため、投資意欲の抑制やサービス品質の低下を招き、現行制度が保証する合理的で同等のサービスの確保を妨げる恐れがある。
- 不正行為(談合等)が行われる可能性があり、オークション制度の公正な運営を保証するのは困難。
- オークションの実施及び履行状況の監視は、多額の費用を要する複雑な業務。実際に運用するのは困難。

- FCCは、07年2月にリバースオークションの導入の是非につき、関係者からヒアリングを実施。

○ CTIA—The Wireless Association

- ・競争-技術中立的なリバースオークションにより高コスト支援を行うことを支持。

○ Verizon

- ・ユニバーサルサービス制度の支援は、オークション又は競争的入札により改革が行われるべきである。

○ Dale Lehman, Alaska Pacific University

- ・複数の技術インフラがある中でオークションを実施する意義が明らかでない。既存の固定ネットワークはユニバーサルサービスを提供するために設置されたものでユビキタスで高品質である。現時点では、どのようにコストを比較するのか不明確であり、ILECにとっては将来の投資が抑制されることとなる。

参 考

- 発展途上国においては、ユニバーサルサービス基金が(新規の)通信インフラ整備の目的で使用されている。このような場合には、適格事業者の選定にオークション方式を用いることが一般的である。
- チリ、ペルー、インドやパキスタンも入札制度を採用している。

II-1. (6) 米国におけるユニバーサルサービス法案①

- 上院の商業・科学・運輸委員会のスティーブンス議員は、1月4日、ユニバーサルサービス見直し法案 (Universal Service for Americans Act or USA Act) を提出。
- 法案の内容は、ユニバーサルサービス基金への拠出対象事業者の拡大や、ブロードバンド整備に対するユニバーサルサービス基金からの補てんなどを規定。
- 法案について、インターネット系の事業者からは強い反対が寄せられている。

法案の内容

① 基金の安定性の確保

すべての通信事業者 (Communications Service Provider; 電気通信事業者に加え、ブロードバンド サービス事業者、IP 電話サービス事業者) に基金への拠出義務を負わせる。

② 基金への拠出

具体的な拠出ベースについては、競争・技術中立的な手法であること等を要件として、(i)収入ベース(州際収入に限定されない)、(ii)稼動電話番号数やコネクション数ベース、(iii)容量ベースなどの方法を挙げ、いずれか(もしくは複数の組み合わせ)を選択するようFCCに裁量を認めている。

③ ブロードバンドの整備促進

- ・未整備地域へのブロードバンド(固定・移動・衛星)提供に対して資金援助を行うため、ユニバーサルサービス基金にブロードバンド会計(基金)を設け、建設コスト等について当該基金から拠出される(ただし年間の上限を5億ドルとする)。
- ・基金からの支援は初期投資に限定されるが、顧客を獲得するための十分な時間が確保できるよう、最初の数年間、継続的な支援が行われる場合がある。この継続的支援の決定に当たっては、ブロードバンドユーザの獲得シェアが2%を超えているかどうかメルクマールとなり、2%以下の場合は支援が継続される。

④ 適格電気通信事業者

- ・適格電気通信事業者(ETC)指定のガイドラインを作成。ETCは指定されたエリアにおける全ての消費者へのサービスを提供、合理的なコストにより適切なサービス提供が行われることの立証、ユニバーサル基金からの支援によりどのようにネットワークの改善等が図られるかについての2年間の計画を提出することが求められる。
- ・また、ETCは、緊急時における機能を有し、消費者保護と品質保持に適切に取り組まなければならない。

⑤ その他

- ・設備ベースで提供するIP電話サービス事業者に対しても通信法第251条(相互接続)、第252条(交渉・仲裁等)に基づく権利を与え、義務・責務を課す。
- ・FCCは、IP電話事業者が設備ベースであるかどうか決定するが、この基準の適用に当たっては、公正に設備を設置してサービスを提供する事業者に限定すべきであるが、新規参入の障壁になるような形で用いられるべきでない。

II-2. (1) EUにおけるユニバーサルサービス制度見直しの動向①

- EUにおいても、モバイルやブロードバンドなどの新しいサービスをユニバーサルサービスの対象とすることの是非、現行のユニバーサルサービスの削除や負担財源の変更について、制度の見直しの議論が行われている。
- 欧州委員会は、05年5月にユニバーサルサービスの範囲見直しについて意見募集を行い、06年4月にその見直しの結果について報告書を発表。ユニバーサルサービスの範囲に変更を加えないこととした。
- 欧州委員会は、06年6月に、「2002年電子通信規制の見直し枠組み」の見直しについて意見募集を実施。ユニバーサルサービス制度についても、これまでの議論を踏まえ見直しを提案。同意見募集において、07年に21世紀におけるユニバーサルサービスの在り方に関するさらに幅広い論点を取り扱うグリーンペーパーを公表することを明示している。

06年4月の報告書の概要

【携帯電話】

- 競争的にサービスが提供されていることから、ユーザは広範で手頃な価格の携帯電話サービスへのアクセスが可能であり、これを利用できないことで社会的に阻害される懸念はない。
- パブリックコメントにおいては、以下のような意見が出され、7割以上が欧州委員会の結論を支持。
 - ・多くの国で人口カバー率が98%以上に達する2G携帯においてさえ、ルーラル地域における地理的カバーはまだ課題である。
 - ・ECのアプローチは限定的に過ぎる。モバイルをユニバーサルサービスに含めるべきである。

【ブロードバンド】

- EU加盟各国でブロードバンドの普及を進めているとはいえ、現時点での普及率は低い(EU加盟25カ国では6.5%)。したがって、ブロードバンドサービスは社会への参画に不可欠なものとは言えず、ユニバーサルサービスに含まれるための条件は満たしていない。
- パブリックコメントにおいては、以下のような意見が出され、8割以上が欧州委員会の結論を支持。
 - ・ブロードバンドはまだ市場普及の初期段階にあり、市場の失敗が継続するかどうか明らかではない。
 - ・ブロードバンドカバレッジの拡大に関しては振興策の観点からユニバーサルサービス制度の枠外で様々な取り組みがある。

06年6月の意見募集の概要

意見募集においては、The Staff Working Documentとして、より詳細な改正提案を記述したProposed Changes(改正提案)と 様々な政策オプションについて影響を分析したImpact Assessment(影響評価)についても意見募集を実施。

【改正提案】

○ 消費者保護の強化

ユニバーサルサービスの見直し / ネットワークのアクセス回線の提供者とサービスの提供者への義務の分離

- ・ 現行のユニバーサルサービス指令は、垂直的に統合された事業者がネットワークアクセスと音声電話サービスの両方が提供するという伝統的なモデルに基づいている。ネットワークがIP化すると、音声サービスはIPネットワーク上のアプリケーションの一つとなり、IP接続する誰もが競争的な音声サービス事業者を選択可能となる。
- ・ 現行のユニバーサルサービス指令について、IP化への移行を踏まえ、ネットワークのアクセス回線の提供者とサービスの提供者への義務の分離を導入する。この改正によりユニバーサルサービスの範囲とユーザへの提供には影響しないが、電話サービスとネットワークアクセスの提供義務について将来の見直し議論を促進する。
- ・ 番号案内サービスは競争的な市場により提供されてきており、また、インターネットによる番号案内も発達してきているため、電話帳及び番号案内サービスをユニバーサルサービスの範囲から除外することを提案する。ただし、ネットワークオペレータによる番号データの卸提供義務については維持される。

【影響評価】

○ 消費者保護とユニバーサルサービス

政策オプションと次の段階

- ・ ユニバーサルサービス制度の政策オプションとしては、ユニバーサルサービス条項を完全に削除し、全般的な消費者保護に関する法律に委ねることや、他方、現行制度以上にユニバーサルサービスの範囲を拡大することなど広範囲に及ぶ。
- ・ 例えば、ユニバーサルサービスの範囲の問題は、その財源と密接に関連するものであり、ユニバーサルサービスのコストは国又は事業者のいずれが負担すべきか、という問題もある。
- ・ これらの問題に関し、ECは広範な議論が必要と考えており、07年に、グリーンペーパーを公表することとしており、これを踏まえて08年に法制化を検討する。

II-2. (2) EUにおける料金のaffordabilityの確保

料金の負担可能性(affordability)

「ユニバーサルサービス指令」第9条に「料金の負担可能性(affordability)」に関する規定がある。

ただし、一律に義務付けられているのは、料金の監視義務だけで、大半の項目は各国規制当局が「義務付ける権利がある」と規定されているのみである。

- 各国規制当局は、ユニバーサルサービスの料金水準と推移を監視しなければならない。
- 加盟国は、指定事業者に対し、低所得者や特別な社会的ニーズを持つ消費者への特別な料金オプションやパッケージの提供を義務付けることができる。また、これらの消費者への支援を保証することができる。
- 加盟国は、ユニバーサルサービスの義務を負う事業者に対し、プライスカップ遵守や、地理的平準化を含む共通料金の適用を義務付けることができる。

基本電話サービスのプライスカップ規制は、従来、SMP事業者の義務として具体化されることが一般的



EUで現在検討されている競争評価の見直し案では、通話の小売市場を事前規制対象から除外する方針であるため、今後はSMP指定に基づく通話の料金規制は撤廃の方向に向かうと考えられる。



プライスカップを継続したい場合は、USOの枠組み(EU指令第9条)に頼ることになる。

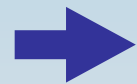
○ 英国においては、これまでUSPであるBTに対して地理的平準化(全国均一料金)を命じ、SMP事業者であるBTに対して、プライスカップ規制を課す形となっていた。しかし、2006年7月の規則改正で、このプライスカップ規制は廃止されている。

○ フランスでも、従来はSMP規制に基づく料金規制をFTに課していた。しかし最近では、小売市場に対する規制緩和の原則を打ち出している。ユニバーサルサービスの料金に関しては、FTがユニバーサルサービス事業者への入札の際に提出した3カ年の料金引き下げ計画を追認する形を取った(2006年7月)

OFCOMは、05年の「戦略的レビュー」において、ブロードバンドやモバイルをユニバーサルサービスの対象とすることの是非について検討を行ったが、これを見送っている。

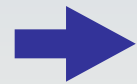
検討の内容

○ ブロードバンド



低所得者がブロードバンドに加入することについては、負担可能性の観点から困難性は認められるが、そのことが社会的排除に結びつく状況ではなく、経済効率性の観点からも公平性の観点からも現時点では時期尚早。

○ モバイル



モバイルは将来的には、ユニバーサルサービスの対象となる可能性があり、また、遠隔地等へのサービス提供を低コストで実現できる技術。料金の負担可能性と機能的インターネットアクセスの問題が解決されれば、音声サービスへのアクセスがモバイルアクセスを通じて提供されることはあってもよい。

最近の見直しの動向

30 November 2006

Ed Richards, Ofcom長官による講演

音声とデータを一体として、手段(固定／移動)を問わず提供することが適当だとの見解を表明。さらに、ブロードバンド普及率が一定の水準(例えば75%)に達すれば、これをユニバーサルサービスの対象とし、競争的入札により提供者を募集することが適当だとしている。

II-4. 豪州の適格事業者の指定制度

ユニバーサルサービスの提供事業者

- 豪州では、ユニバーサルサービス提供者(USP)は、大臣(Minister for Communications, Information Technology and the Arts)が指定する。
- USPは、方針声明とマーケティング計画(policy statement and marketing plan)をACMA(Australian Communication and Media Authority)に提出し、認可を受ける義務がある。
- Telstraが豪州全土においてユニバーサルサービス提供義務(USO)を負っている。

適格事業者の複数指定の考え方

- 法律上は国土をサービスエリアに分割し、各サービスエリアについて1以上の事業者がUSOを負うシステムが規定されている。
※ 法制度上は、同一地域に2以上の適格事業者を大臣が指定することが可能
- 主要USP(現在はTelstra)と競争的USPでは義務の内容が異なる。

主要USP(Telstra)

競争USP(他の適格事業者)

※ 競争USPの参入があり、かつその競争USPと合意すれば、Telstraは当該地域から撤退することは可能

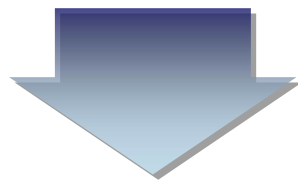
※ しかし、その後、競争USPが事業撤退した場合には、Telstraが再びサービス提供義務を負う。

- 顧客が主要USPと競争USPの両方の回線を契約している場合には、どちらか一方をユニバーサルサービス回線として選択する。基金からの支援は、選択された回線のみに与えられる。

※ 適格事業者の複数指定の仕組み(contestability)について、地域を限定して実験が行われたが、広く採用されるには至っていない。

II-5. 韓国のユニバーサルサービス制度の見直しの動き

- 韓国では、07年1月より、サービスの統合など通信環境の変化を踏まえた全面的な制度の見直しを開始した。
- 具体的な見直しの内容については、通信委員会、KISDI、関係事業者などから成るワーキンググループ（普遍的役務制度改善班：月に2～3回のペースで開催）で、半年ほどかけて意見集約を図る方針である。



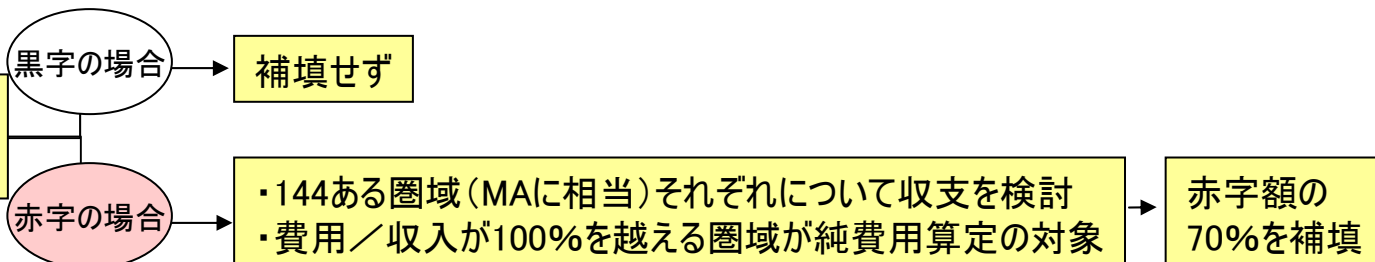
現在、最も論点になっている市内電話普遍サービスに関する原価補償上限制の見直しである。

原価補償上限制

仮に市内電話普遍サービスが赤字になっても、全体の市内電話事業が黒字であれば、損失補てん金の対象から外れるというもの。

市内電話

全国で市内電話に係る収入と費用を比較



先進国

- 先進国では、固定電話に必要なネットワークは既に整備されている。
- モバイルやブロードバンドといった固定電話以外の電話の役務がユニバーサルサービスに指定された例はない。

 先進国において、ネットワーク整備/高度化の費用をユニバーサルサービス基金から補てんしている例は、一般的に見られない。

※ ただし、ルーマニアでルーラル地域におけるTelecentre(＊)の構築や公衆電話の設置に対する支援をユニバーサルサービス基金から行い、入札により事業者を決定した例がある。

(＊) 最低2つの電話、2つのコンピュータ、1つのFAXの設置が義務付けられており、通話やデータ通信を行うことが可能。

途上国

- 発展途上国では、ネットワークの整備や高度化がユニバーサルサービス基金制度の主要な目標であることは珍しくない。

例1 インド

ルーラル地域における通信インフラ(固定/モバイル)整備のためにユニバーサルサービス基金が利用されている。

※ 06年12月の法律改正で、基金が固定網だけでなく、モバイル網にも適用可能となった。

例2 パキスタン

事業者からの拠出に加えて世界銀行からの補助金をユニバーサルサービス基金に投入し、これをルーラル地域の通信インフラ整備にあてる計画である。

※ パキスタンのルーラル地域の電話普及率は1%程度である。

I ユニバーサルサービス制度の諸外国比較

II 諸外国のユニバーサルサービス制度の動向等

✓ 参考：諸外国一覧表

諸外国のユニバーサルサービスの定義①

	ユニバーサルサービスの定義
米国 (連邦)	■原則 (1) <u>良質なサービスが公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能</u>であること。 (2) 高度な電気通信サービス及び情報サービスへのアクセスが<u>全国の全ての地域で提供</u>されること。 (3) <u>低所得消費者並びに農村・孤島等の高コスト地域の消費者</u>も含めて、<u>全国の全ての地域の消費者</u>が、長距離サービスを含む電気通信・情報サービスを含む電気通信・情報サービスについて、<u>都市地域と合理的な範囲で同等の料金</u>でアクセスできること。 (4) <u>小中学校とその教室、医療サービス提供者及び図書館</u>には、<u>高度な電気通信サービスへのアクセス</u>が与えられること。 ■サービスの満たすべき要件 (A) <u>教育、公衆衛生又は公共の安全</u>にとって不可欠であること。 (B) <u>顧客による市場選択の作用</u>を通じて、<u>十分に多数の住宅用顧客が加入</u>していること。 (C) 電気通信事業者により構築された公衆電気通信網により提供されていること。 (D) <u>公共の利益、便宜、必要性に合致</u>すること。
豪州	・通信法に明確な定義はない。 ・「豪州の全ての人々がどこに居住若しくは営業していても、定められたサービスに対して、公平な条件で、合理的にアクセス可能であること」が目標とされている。
韓国	■定義 <u>全ての利用者がいつでも、どこでも適正な料金</u>で提供してもらえる基本的な電気通信の役務 ■要件 以下を勘案し決定 1. 情報通信技術の発展程度 2. 電気通信役務の普及程度 3. 公共の利益と安全 4. <u>社会福祉の増進</u> 5. 情報化促進

諸外国のユニバーサルサービスの定義②

ユニバーサルサービスの定義	
EU	■原則 ・<u>全てのエンドユーザ</u>が、競争を歪めることなく各国の状況に照らした<u>負担可能な料金</u>でアクセスすることのできる、<u>所定の品質を持った最低限のサービス</u>一式 ・加盟国は、当該サービスが、<u>地理的位置にかかわらず</u>国内の<u>全てのエンドユーザ</u>に対して、<u>所定の品質</u>で、各国に固有の条件に照らした<u>負担可能な料金</u>で利用可能となるよう、保証しなければならない。 ■サービスの満たすべき要件 ・当該サービスが<u>消費者の大多数に利用可能</u>であり、かつ、利用されており、少数消費者にとって利用不可能であることや利用しないことが<u>社会的な排除に結び付くかどうか</u>。 ・当該サービスの利用可能性及び利用が、<u>全ての消費者</u>に（当該サービスが通常の商業的環境の下では公衆に提供されないような状況下でも公的な介入が正当化できるほどの）<u>一般的な純便益</u>をもたらすかどうか。
英 国	・通信法には、ユニバーサルサービスの明確な定義・要件はない。
フランス	・通信法には、ユニバーサルサービスの明確な定義・要件はない。
イタリア	・ <u>地理的条件にかかわらず</u> 、 <u>全ての利用者が利用</u> でき、かつ、国内の特定の条件を考慮して <u>適切な料金</u> で提供される <u>一定品質の最低限のサービス</u> の総体

	米国(連邦)
基本電話サービス	・single partyサービス(単独回線) ・公衆網への音声級アクセス(一定の市内通話を含む) ・DTMFシグナリング(プッシュ回線相当) ・長距離通信サービスへのアクセス(長距離通信サービスそのものは含まない)
緊急通報	・緊急通報サービスへのアクセス
公衆電話	・<u>対象外</u>
番号案内・電話帳	・<u>番号案内サービスへのアクセス</u>
オペレータ支援	・オペレータサービスへのアクセス(機械応答可)
低所得者支援・支出管理機能	・<u>ライフライン(加入者アクセスチャージの免除等を行った事業者への支援)</u> ・<u>リンクアップ(架設時の工事費を減免した事業者への支援)</u> ・低所得者向けの長距離通話発信制限サービス
障害者支援等	・ユニバーサルサービス制度とは別に、<u>障害者支援のための基金制度(TRS基金)</u>がある。
インターネット	・最低限300-3000Hzの周波数帯域によるデータ伝送(28.8kbpsの保証が困難といわれる水準)
その他	・<u>別途、学校・図書館・医療機関向けの高度サービス提供の制度</u>がある。

	EU
基本電話サービス	固定的位置におけるアクセスの提供。 ・公衆向け電話網への接続 ・公衆に利用可能な電話サービスへのアクセス(市内・長距離・国際通話、FAX通信及びデータ通信を発信・受信する能力を有する。)
緊急通報	・公衆電話からの緊急通報を無料で提供
公衆電話	・エンドユーザの合理的なニーズを満たすように公衆電話を提供
番号案内・電話帳	・番号案内サービス及び電話帳
オペレータ支援	・特に規定なし。
低所得者支援・支出管理機能	・各国規制当局は、特別な料金オプション・パッケージの提供を要求できる。 ・支出を監視し管理できるような仕組みを導入することを義務づけなければならない。
障害者支援等	・必要な場合に特別な義務を講ずる。
インターネット	・加入者の大半が利用する普及技術や技術的フィージビリティを勘案した上で、機能的インターネットアクセスを可能にするための十分なデータレートを確保
その他	・各加盟国が独自にサービスを追加することができるが、追加したサービスに関しては、特定の事業者の赤字を補てんするような仕組み(基金)を導入してはならない。

	英国	フランス	イタリア
基本電話サービス	・要請に応じた電話サービスの提供（通話の受発信、ファックスの能力を有する。）	・廉価で良質な電話サービス（通話、ファックスの能力を有する。）	・固定電話によるエンドユーザに対するアクセス ・固定電話による公共電話網への接続 ・市内/国内/国際、ファックス、データの発受信
緊急通報	・無料の緊急通報（全事業者の義務）	・無料の緊急通報（全事業者の義務）	・公衆電話からの無料の緊急通報
公衆電話	・地理的カバレッジに関するエンドユーザの合理的ニーズを満たすべく公衆電話を提供	・公共領域に設置された公衆電話サービス	・地理的範囲、端末数、障害者対応及びサービス品質の点から、利用者の正当な要請を満たす有料公衆電話
番号案内・電話帳	・ <u>電話帳及び番号データベース</u>	・印刷及び電子的な形式による加入者情報サービス	・紙又は電子データの電話帳及び番号案内サービス
オペレータ支援	・特に規定なし。	・特に規定なし。	・特に規定なし。
低所得者支援・支出管理機能	・ <u>低所得者向けの支援制度</u> ・基本的な請求明細を無料で提供	・ <u>所得水準などによるアクセスの特別な困難に配慮</u>	・ <u>低所得等向けの特別な料金オプション、料金体系</u> ・加入者による費用の監視・管理が可能なサービス
障害者支援等	・特別な社会的ニーズを持つ消費者向けスキーム ・テキストホンユーザ向けの <u>リレーサービスの提供</u>	・ <u>身体障害者に対して特別な配慮</u>	・ <u>障害を持つユーザ向けの特別措置</u>
インターネット	・機能的インターネットアクセス（最低速度のベンチマークとして28.8kbpsを設定）	・インターネットへの接続を可能にする十分な帯域のデータ通信	・機能的インターネットアクセス
その他			

諸外国のユニバーサルサービスの範囲④豪・韓

	豪州	韓国
基本電話サービス	・基本電話サービス (市内通話、長距離通話、国際通話)	・有線電話サービス (市内電話サービス、島嶼通信サービス)
緊急通報	・緊急通報サービスへの24時間無料アクセス	・特殊番号電話サービス(警察・消防) ・船舶無線電話サービス
公衆電話	・公衆電話への合理的なアクセスを保証	・公衆電話
番号案内・電話帳	・電話番号の記載(顧客が望まない場合は除く。)	・特に規定なし。
オペレータ支援	・オペレータ支援サービス	・特に規定なし。
低所得者支援・支出管理機能	・明細請求 (顧客の要望がある場合、市内通話明細の提供も含む。)	・ <u>低所得層に対する料金割引サービス</u>
障害者支援等	・基本電話サービスの定義の中に、 <u>障害者に対する代替措置の提供</u> が含まれている。	・ <u>障害者に対する料金割引サービス</u>
インターネット	・デジタルデータサービス義務として、64kbpsのサービス提供が別途義務付けられている。 (ただし、基金からの支援はない。)	・特に規定なし。
その他	・省令で指定することができるが、指定は特に行われていない。	

	適格事業者の要件・責務
米国 (連邦)	■通信法における要件、義務 指定された業務区域の全域において (i) <u>自らの施設</u>によるかまたは自らの施設と<u>他の事業者のサービスの再販を組み合わせ</u>によるかのいずれかによってユニバーサルサービスを提供すること。 (ii) 一般に提供されている媒体を通して、当該サービスの<u>利用可能性と料金を広告</u>すること。 ■2005年に以下の義務が追加された(*) ① 支援を要請する全てのワイヤセンターについて、高コスト地域向けユニバーサルサービス基金からの<u>支援がどのようにカバレッジやサービス品質やキャパシティの向上に使用されるかを説明する5ヶ年間計画の提出</u> ② 緊急時において機能提供を維持する能力の立証 ③ 消費者保護や<u>サービス品質基準の遵守の説明</u> ④ 既存地域電話会社と<u>同等のLocal Usage(市内通話) Planの提供</u> ⑤ イコールアクセスの提供の要請を受ける可能性があることを承諾 * FCCの認可する適格事業者(主にワイヤレス事業者)に適用される。
豪州	■義務 ・<u>方針声明とマーケティング計画を提出</u>し、認可を受ける義務がある。
韓国	■要件 ・普遍的役務の事業規模・品質及び<u>料金水準</u>や電気通信事業者の技術的能力などを考慮 ■義務 ・前年度末までに、該当役務の提供方法及び該当役務の提供による所要費用等が含まれた<u>普遍的役務提供計画書を提出</u>する。

諸外国における適格事業者の要件・責務②

	適格事業者の要件・責務
EU	■義務 ・<u>サービス品質の確保</u>や、全社の業績目標の設定と遵守(この点に関しては基本電話サービスの指定事業者のみ)に関する規定がある。
英国	■要件 ・当該通信事業者が<u>最低10万回線を提供</u>していること。 ・当該通信事業者の相対的な規模(検討されている地域においてPATsの提供に用いられる通信ネットワークの範囲、密度、健全性(resilience)に関する他社との比較を含む。) ・ユニバーサルサービス条件の一部または全部を満たすための当該通信事業者の相対的な能力 ・ユニバーサルサービス条件の一部または全部を満たすために必要と想定される当該通信事業者の純費用 ・当該通信事業者の<u>財務安定性</u>
フランス	■要件 ・全国でサービス提供していること。 ■義務 ・ユニバーサルサービスの実施に関する条件(<u>タリフ、サービス品質等</u>)を提出すると共に、コスト情報を提出し、監査を受けなければならない。
イタリア	■義務 ・ユニバーサルサービスの提供における自社の<u>効率性に関する適切かつ最新の情報を公表する義務</u> ・品質目標を遵守する義務 ・毎年3月末にコスト情報をAGCOMに提出する義務

	適格事業者			
	現在の適格事業者	指定方法・競争的提供	地理的単位	退出要件
米国 (連邦)	・ILECが中心、一部でCLEC ・近年ではワイヤレス事業者の指定が急増している。	・原則として、州の委員会が指定する(FCCが指定する場合もある)。 ・ルーラル電話会社のサービス提供地域については任意で、またそれ以外の地域については必ず二以上の公衆電気通信事業者を適格事業者として指定する。	・州の委員会から指定を受けた業務区域	・<u>二以上のユニバーサルサービス提供事業者が存在する地域においては、その地域の適格事業者の指定を放棄したい旨の申し出があった場合に認可</u>
豪州	・全土について、Telstraのみ	・大臣(Minister for Communications Information Technology and the Arts)が指定 ・各サービスエリアについて<u>一以上の事業者が適格事業者の指定を受けることが可能</u> ・二以上の事業者が指定を受ける場合、主要USPと競争USPとは区別される。 (基金から支援を受けられるのは1加入者につき1社のみ) ・特定サービスのみの提供も可能	・国土をサービスエリアに分割することが可能	・主要USPは、競争USPの参入があり、かつ、その競争USPと合意した場合のみ、退出可能 ・競争USPは、退出可能で、その場合は主要USPがサービス提供義務を引き継ぐ。
韓国	・基本電話サービスについては、KTのみ	・情報通信部長官が情報通信政策審議委員会審議を経て指定 ・競争的提供については特に規定なし。	・特に規定なし。	・特に規定なし。

諸外国における適格事業者及び退出要件等②

	適格事業者			
	現在の適格事業者	指定方法・競争的提供	地理的単位	退出要件
EU	基本電話サービスに関しては、加盟国で既存の固定ドミナント事業者が指定を受けている（ドイツ・ルクセンブルグのように指定自体を行っていない例を除く）。	- 各加盟国が指定する。 - 指定方法は以下の条件を満たす必要あり。 ①効率的で客観的で透明で被差別的な指定方法を採用しなければならない。 ②いかなる事業者も推測でもって指定から除外されてはならない。 ③ユニバーサルサービスが効率的な方法で提供されることを保証するものでなければならない。	地理的な部分毎に異なる事業者を指定してもよい。	特に規定なし。

	適格事業者			
	現在の適格事業者	指定方法・競争的提供	地理的単位	退出要件
英国	・BT(ハル市以外) ・キングストンコミュニケーションズ(ハル市のみ)	・OFCOMが指定	・特に規定なし。	・特に規定なし。
フランス	・FTのみ	・入札又は大臣が指定	・<u>全国</u>	・特に規定なし。
イタリア	・テレコムイタリアのみ	・規制機関が指定 ・一以上の事業者を指定 ・地理的単位ごと、あるいはサービスごとに異なる事業者を指定することも可能 ・最初の段階から除外される事業者がない、効率的かつ客観的で、透明性のある公平な指定制度を適用(入札を行うことも可能)	・全国又は一部の地域	・特に規定なし。

諸外国におけるユニバーサルサービスコストの算定①

	ユニバーサルサービスコストの算定					
	原則	費用	収入	便益	地理的単位	基金規模
米国 (連邦)	・ <u>コストベンチマーク方式</u> (<u>全米コストの平均値</u> ＋標準偏差の二倍)	・将来見込み経済的コスト(LRICモデルにより算定)	・考慮しない。	・ <u>考慮しない。</u>	・基金額は州単位で計算 ・州内の配分はワイヤセンター単位で行う。	・総額は6813Mドル/年(2006年) ・うち、高コスト支援は3929Mドル/年 ・拠出係数(適格収入に対する拠出率は9.1%(2006年第4四半期))
豪州	・ <u>規制当局の勧告を受けて大臣が決定。</u> (<u>将来3年分まで指定可能</u>) ・以前は純費用を用いる旨規定があったが、適格事業者の複数指定の仕組み(contestability)の導入に伴い、費用計算に関する規定は削除された。	・以前はボトムアップモデルによる長期増分費用及びTelstraの逸失収入をもとに、純費用が推計されていた。 ・近年では、過去の算定結果をもとに、いくつかの係数を用いて変動分を推計する方法を採用		・考慮しない。	・交換サービスエリアをベースに、不採算地域を指定 ・交換サービスエリアが大きい(回線数150以上の場合、さらに細かい地域に区分される)。	・AUD 211M(FY2004) ・AUD 171M(FY2005) ・AUD 157M(FY2006)
韓国	・ <u>純費用方式</u> (間接的な便益も考慮) ・純費用に役務毎の損失補てん比率を乗じる。	・当該役務の長期増分費用	・当該役務の実際の収入	・規則上は考慮することとされているが、具体的な算定は行われていない模様	・ <u>圏域単位</u> (※)で算定 (※)市内通話のエリア(日本ではMAに相当する概念)で、全国に144の圏域がある。	・666億ウォン(2004年) ※市内通話については「 <u>原価補償比率上限規定</u> 」により純費用はゼロとなっており、純費用の大半は公衆電話

	ユニバーサルサービスコストの算定					
	原則	費用	収入	便益	地理的単位	基金規模
EU	■原則 純費用方式 ・ユニバーサルサービス提供義務が適格事業者に不公正な負担になると判断された場合のみ基金額を計算 ・入札で適格事業者を指定した場合は入札額を採用	・「ユニバーサルサービス義務を負って営業する場合」と「ユニバーサルサービス義務なしで営業する場合」の純コストの差とする。 ・損失を伴わずには提供できない、又は通常の商業的基準の外部に位置するようなコスト状況の下でしか提供できないような①サービス要素②エンドユーザに配賦できるコストに基づく。		・全ての市場便益を考慮	・特に規定なし。	・加盟国により異なる。

諸外国におけるユニバーサルサービスコストの算定③

	ユニバーサルサービスコストの算定					
	原則	費用	収入	便益	地理的単位	基金規模
英国	・USPの指定時に財政的負担の額が定まる場合(<u>入札等</u>)にはその額を採用 ・そうでない場合は、OFCOMが推計した<u>純費用</u>(USPとしての指定及び条件の適用により生じる便益を控除)を採用	・長期回避可能費用(LRAC: long run avoidable cost) ・内訳としては、不採算地域、(採算地域における)不採算顧客、不採算公衆電話の3種類のコストを想定	・長期逸失収入(LRFR: long run forgone revenue) - 当該役務の提供を中止した場合に失われる収入	・ライフサイクル効果、偏在性、ブランドイメージ、公衆電話の広告効果を考慮	・交換エリア単位で不採算地域を設定し、当該地域についてのみコストを計算する。	・USPが不当な経済的負担を負っている可能性は低いとの判断から、基金は発動されていない。
フランス	・純費用(便益考慮) ・提供事業者を入札で決定した場合、<u>入札額を超過してはならない。</u>	・提供事業者によって記載される適切な会計を基礎として評価する。 ・内訳としては、地理的標準化(不採算地域、(採算地域の不採算加入者)、社会的料金、公衆電話	・サービスを提供しない場合の逸失収入	・偏在性(ネットワークの規模)、ライフサイクル効果、加入者情報の活用、ブランドイメージ向上を考慮	・市内交換エリアを基礎として不採算地域を設定	・約3,328ユーロ(FY2004)
イタリア	・<u>純費用</u>(無形の便益を考慮、検証に係るコストを加算。)又は<u>入札により決定</u>される金額	・不採算顧客又は不採算地域における電話サービス提供及び不採算サービス提供に関して、長期的に回避可能な増分費用	・サービスを提供しない場合の逸失収入	・ブランドに対する信頼、加入者との接触機会による広告価値、顧客データベースの活用、全国展開メリット、ライフサイクル効果を考慮	・SLエリア(収容局エリア)およびラックエリア(配線エリア)を基礎として不採算地域を設定	・FY2003の基金額については、未確定

諸外国における負担金の拠出方法①

	負担金の拠出				
	拠出方法	基金の管理機関	拠出事業者の範囲	免除規定	負担金の算定方法
米国 (連邦)	・州際通信を提供する事業者による拠出	・USAC(Universal Service Administrative Company): NECAの全額出資による非営利組織。	・州際通信を提供する全ての電気通信事業者 ・自前設備を持たない(あるいは電気通信サービスを提供しない) ISPは拠出義務を負わない。 ・相互接続型のVoIPサービスを提供する事業者は、2006年の制度変更で拠出義務を負うこととなった。	以下の事業者は拠出免除 ・ 予想拠出額が(子会社も含めて) 10,000ドル未満 ・ 国際通信のみを提供する事業者 ・ 政府機関や地方自治体、およびこれら機関のみにサービス提供する事業者 ・ 放送事業者 ・ 非営利の学校・図書館・医療機関 ・ SI総収入のうち、電気通信再販による収入分が5%未満であるSI事業者 ・ 自社および子会社のみ提供服务する事業者	・ <u>州際および国際のエンドユーザ電気通信収入(以下単に「州際収入」)に比例して拠出する。</u> ・ <u>ワイヤレス事業者は、実際の州際収入のかわりに、総収入に対するみなし比率を適用することができる(ただし比率は2006年に37.1%に引き上げられた)。</u> ・ <u>相互接続型VoIP事業者に対しては、みなし州際比率として64.9%を適用(実際の州際収入の使用も可)</u> ・USACが四半期毎に予測に基づいて事前に計算する拠出係数を、上記の州際収入に乗じる。
豪州	・通信事業者による拠出	・ACMAが計算・請求を担当。 ・拠出金の管理は通信局が担当。	・キャリア(carrier)ライセンスを持つ全ての事業者	・通信サービスプロバイダは拠出を免除されている(法律上は拠出を求めることができるが、発動されていない)。 ・適格収入が一定値に満たない事業者に対する免除規定があるが、発動されていない。	・ <u>収入ベース(対象年度の前年度の適格収入に応じて按分)</u>
韓国	・通信事業者による拠出	・情報通信部とKISDIが基金算定のための会計検証業務等を担ってきたが、2006年より別機関(통신위; トングシンウィ)に移管。	・全ての電気通信事業者	・自らユニバーサルサービスを提供する事業者 ・小規模事業者は免除可能 ・ <u>破綻懸念のある企業や赤字企業などに対しては拠出額を減免(最大50%減)し、代わりに支配的事業者からは多めに(最大で10%増)徴収する仕組みがある。</u>	・ <u>収入ベース</u>

諸外国における負担金の拠出方法②

	負担金の拠出				
	拠出方法	基金の管理機関	拠出事業者の範囲	免除規定	負担金の算定方法
EU	・公的な基金（政府の一般予算）もしくは事業者からの拠出	・各国規制当局によって管理される機構もしくは各国規制当局の監督の下で独立団体によって管理される機構	・電子通信ネットワークおよびサービスの提供者	・加盟国は、全国の売上が一定の閾値よりも少ない事業者からは拠出を求めないことを選択することができる。	・ <u>透明性、市場の歪みの最小化、非差別性、比例性の原則</u> に従い、 <u>各国規制当局が決定</u> し、これを開示する。
英国	・基金は未発動				
フランス	・通信事業者による拠出	・「預金供託金庫」（Caisse des dépôts）	・電話（移動電話を含む）及びその他のサービスを提供する公衆電気通信事業者	・ <u>ISPは免除</u> 。 ・長距離伝送サービスのみを提供しエンドユーザに直接サービスを提供しない事業者、 <u>いわゆるキャリアズキャリアは免除</u> 。 ・ <u>売上額に応じた免除規定あり</u> 。	・ <u>収入ベース</u>
イタリア	・通信事業者による拠出	・通信省が、各拠出事業者への請求、提供事業者への支払いを実施	・国内で公衆に対してサービスを提供する電気通信事業者（移動体を含む。）	・国内で公衆に対してサービスを提供する電気通信事業者（ <u>移動体を含む</u> 。）	・ <u>収入ベース</u>

諸外国における制度の見直しの方向性①

	制度見直しの方向性	
	ブロードバンド	移動電話
米国 (連邦)	・ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とするかどうかについては、一部の小規模LECを除く大半の関係者が反対したため、<u>FCCは2003年の検討でこれを見送った。</u> ・その後、通信法改正の議論において、ブロードバンドの普及支援をユニバーサルサービス基金を通じて行う案が浮上した。当該改正案は2006年に下院を通過したが、上院での可決の見通しは立っていない。	・モバイルをユニバーサルサービスの対象とするかどうかについては<u>本格的な検討は行われていない。</u> ・ただし、現行制度の枠内で、モバイル事業者がユニバーサルサービスを担う(適格事業者となる)ことは可能である。実際に、近年、ワイヤレスETCが急増し(2006年時点で既に500社を超えている)基金総額を押し上げ、社会問題となっている。
豪州	・特に検討は行われていない模様	・特に検討は行われていない模様
韓国	・<u>2007年1月より、サービスの統合など通信環境の変化を踏まえた全面的な制度の見直しを開始している。</u> ・具体的な見直し内容については、通信委員会、KISDI、関係事業者などから成るワーキンググループ(普遍的役務制度改善班:月に2～3回のペースで開催)で、半年ほどかけて意見集約を図る方針である。	

	制度見直しの方向性	
	ブロードバンド	移動電話
EU	・ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とするかどうかについては検討が行われたが、<u>2006年に却下された</u>。理由としては、加盟国のブロードバンドの普及率がまだ低く、社会的排除の要件を満たさないことが挙げられている。	・モバイルをユニバーサルサービスの対象とするかどうかについては検討が行われたが、<u>2006年に却下された</u>。理由としては、加盟国の消費者は既にモバイルサービスに対する負担可能な料金でのアクセスを享受しており、社会的排除の要件を満たさないことが挙げられている。 ・ユニバーサルサービスを「固定的位置でのアクセス」から「あらゆる位置からのアクセス」へと拡張することについては、検討が行われたが、反対の意見が主流であった（結論は出されていない）。
英国	・ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とするかどうかについては2005年の戦略的レビューにおいて検討が行われたが、<u>現時点では含めないことと整理された</u>。	・モバイルをユニバーサルサービスの対象とするかどうかについては2005年の戦略的レビューにおいて検討が行われたが、<u>現時点では含めないことと整理された</u>。 ・料金の負担可能性と機能的インターネットアクセスの問題が解決されれば、音声サービスへのアクセスがモバイル接続を通じて提供されることはあってもよいとされた。
フランス	・特に検討は行われていない模様	・特に検討は行われていない模様
イタリア	・特に検討は行われていない模様 (担当者によれば、EUの見直し結果に従うとのこと。)	・特に検討は行われていない模様 (担当者によれば、EUの見直し結果に従うとのこと。)

リバースオークション制度

	リバースオークション制度
米国 (連邦)	・2006年8月にFCCは「<u>リバースオークション方式</u>」に関する検討手続きを開始した。 ・FCC案では、最大2社選定される適格事業者のうち、<u>1社にはブロードバンドアクセス、もう1社にはワイヤレスモビリティの提供を要請することを想定</u>している。また、ILECに対しては10年間の激変緩和措置がある。
豪州	・特に検討は行われていない模様
韓国	・2007年1月より、サービスの統合など通信環境の変化を踏まえた全面的な制度の見直しを開始している。 ・具体的な見直し内容については、通信委員会、KISDI、関係事業者などから成るワーキンググループ(普遍的役務制度改善班:月に2～3回のペースで開催)で、半年ほどかけて意見集約を図る方針である。
EU	制度上、入札方式は可能
英国	
フランス	
イタリア	